

生徒指導提要进行

平成23年 2月 2日 第20号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 I 児童生徒全体への指導

第7節 児童生徒の安全にかかわる問題(生徒指導提要P148~P151)

1 児童生徒を取り巻く危険と安全教育

(1) 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにあります。

- ① 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする
- ③ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする

(2) 発達の段階に応じた安全教育

	理解すること	できるようにすること	合わせて(加えて)できるようにすること
小学校	低:安全行動することの大切さ 中:危険の原因や事故の防止 高:学習した内容の一層の深化	低:決まりや約束を守ること、身の回りの危険に気付くこと 中:危険に気付くこと 高:危険を予測すること	低:速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動をとること 中:自ら安全な行動をとること 高:進んで安全な行動するとともに、身近な人々の安全にも気配りをする
中学校	防災や災害時のボランティア活動等	交通安全や日常生活に関して安全な行動をとること、応急手当の技能、防災への日常への備えや的確な避難行動	他者の安全への配慮 自他の安全に対する自己責任感
高等学校	自らの安全の確保、人々の安全にも貢献すること	心肺蘇生法などの応急手当の技能を高めること	安全で安心な社会づくりのために地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加
特別支援学校	児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には、援助を求めることができるようにする。		

2 安全教育の進め方

学校における安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級活動・ホームルーム活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることとなりますが、さらに、児童(生徒)会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものです。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要があります。

すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進することが重要です。指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備して進めるよう留意する必要があります。

(2) 安全教育と安全管理における組織活動

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って推進する必要があります。また、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていくことが重要です。

(1) 学校における安全教育の具体的な取組

- ① 関連教科等における安全学習
- ② 学級活動における安全指導
- ③ 学校行事等における安全指導
- ④ 児童(生徒)会活動及びクラブ活動

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。